

明石市立明石養護学校児童生徒の通学保障について

本市が目指す「障害のある人もない人も誰一人取り残さないやさしいまちづくり」を進めるため、明石養護学校に通学する児童生徒の学習権の保障と、通学における保護者負担の軽減を図るため、スクールバスの導入について検討しています。

1 通学支援の必要性について

学校教育法78条では、「特別支援学校には寄宿舎を設けなければならない」と示されており、寄宿舎がない県下の肢体不自由特別支援学校では明石養護学校を除いて、すべて代替措置としてスクールバスを導入しています。

また、令和3年9月に施行された医療的ケア支援法には、「保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的な措置を講ずること」と示されており、登下校においても看護師の配置は必要であると考えます。

2 明石養護学校の現状と課題について

【現状】

- 原則として通学は保護者の自家用車による送迎が必要となっています。ただし、運転免許がない、医療的ケアが頻回などの理由によるタクシーの利用も可能としています。
- タクシー利用については、明石市教育委員会と業者が委託契約を結び全額補助を行っています。

【課題】

- 保護者の体調不良や都合により子どもが元気で学校に通学できない状況が生じています。
- 社会情勢が変化し共働きの家庭の増加など、保護者による送迎が負担になっています。

上記の課題により、明石養護学校への通学を希望しているのに、保護者の送迎が必要となるため、地域の学校を選ばざるを得ないというケースも生まれており、保護者からはスクールバスの導入など通学方法の選択肢を増やしてほしいと要望が出ています。

2 実施内容

(1) 目的

児童生徒の個別の事情に寄り添って、希望する児童生徒が安全安心に通学できる通学体制を整える。

(2) 使用車両の概要

児童生徒の特性を考慮して、一般的な大型バスではなく、乗車時間になるべく少なく、可能な限り子どもの自宅近辺まで行けるような車両と必要台数で計画しています。

	対象児童生徒	人数	通学車両	台数	同乗者
①	医ケアが必要ない児童生徒	17名	2ナンバー車両(12名定員)	2台	運転手・介助員
②	医ケアが必要ない車椅子乗車の児童生徒	5名	福祉車両(3名定員)	2台	運転手・介助員2
③	軽微な医療的ケアが必要な児童生徒	9名	福祉車両(3名定員)	3台	運転手・看護師
④	高度な安全配慮義務が必要な医療的ケア児	6名	福祉車両(2名定員)	3台	運転手・看護師2

※人数は令和5年度の想定人数

(3) 支援内容

障害の程度に関わらず誰もが安心して利用できるよう、介助員や看護師がスクールバスに同乗し、支援する方向で調整しています。

① 利用者の状況に応じた車両の確保

対象児童生徒の人数だけでなく、障害の程度や送迎にかかる時間等を考慮しながら、福祉車両も含めて必要な車両を導入していきます。

<新規車両購入費> ※12月議会で補正予算上程

① 14名乗り2ナンバー車両	2台	4,203千円×2台 = 8,406千円
② 福祉車両（リフト付き）	2台	} 4,403千円×8台 = 35,224千円
③ 福祉車両（リフト付き）	3台	
④ 福祉車両（リフト付き）	3台	
		合計 43,630千円

② 介助員・看護師の増員

明石養護学校に在籍するほとんどの児童生徒が重度重複障害児であるため、運転手の他、介助員や看護師を複数、同乗させる必要があります。介助員・看護師の必要数の確保に努めてまいります。

3 保護者アンケート集計 対象32名中31名回答（未回答：今年度卒業生1名）

(1) 新しい通学方法を希望する 21名

【希望通学手段】

- ・普通車両 10名（医療的ケアなし10名）
- ・福祉車両 7名（医療的ケアなし 7名 小学部3名・中学部3名・高等部1名）
- ・タクシー会社の車両 4名（医療的ケアなし1名、医療的ケアあり3名）

(2) 今まで通りの通学方法を希望する 9名

- ・タクシー会社の車両 4名（医療的ケアあり3名、医療的ケアなし1名）
【理由】家の前がせまいので、家の近くまできてくれる方法を希望（1名）
体温調整が難しく、一番、外にいる時間が短いタクシー通学を希望（1名）
- ・自家用車での保護者送迎 5名（医療的ケアあり3名、医療的ケアなし2名）
【理由】人工呼吸器を装着しており、自家用車での送り迎えを希望（3名）

(3) 検討中 1名

- 【理由】兄弟の送迎の関係で、通学用車両の発着の時間や場所等が分からないと決断できない。

4 スケジュール（案）

年	月	事務作業
令和4年	10月	令和5年度新入学見込み者の把握
	11月	来年度導入車両の台数や運行経路について協議
	12月	12月補正予算上程（車両購入にかかる債務負担行為）
令和5年	1月	通学車両発注
	3月	令和5年度当初予算（通学車両運行管理委託）上程
	4月以降	通学車両運行管理委託受託者決定 通学車両運行管理受託者との打合せ 保護者説明会 通学用車両納車